

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成21年7月17日(金曜日)

号外第41号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		例(緑政課)	24
神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例(法務文書課)	8	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	24
神奈川県地球温暖化対策推進条例(環境計画課)	9	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	26
神奈川県食の安全・安心の確保推進条例(生活衛生課)	15	神奈川県県行造林条例を廃止する条例(森林課)	26
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	18	○規則	
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	23	神奈川県食の安全・安心審議会規則(生活衛生課)	26
神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例(法務文書課)	24	神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	27
神奈川県立女性相談所条例及び神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例(人権男女共同参画課)	24	神奈川県立自然保護センター条例施行規則の一部を改正する規則(緑政課)	28
神奈川県立自然保護センター条例の一部を改正する条		○選挙管理委員会告示	
		神奈川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	28
		○選挙管理委員会訓令	
		神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程	28

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

- (1) 平成20年度に行った条例の見直しに伴い、次のとおり、関係条例を整理することとした。
 - ア 神奈川県県税条例等計5条例について、法令等の引用規定を整備することとした。(第1条、第3条、第4条、第7条、第12条関係)
 - イ 知事は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例等計7条例については、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、これらの条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(第2条、第5条、第6条、第8条～第11条関係)
 - ウ 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止することとした。(第13条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

2 神奈川県地球温暖化対策推進条例

- (1) 目的(第1条関係)

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることにかんがみ、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とすることとした。
- (2) 定義(第2条関係)

この条例における「地球温暖化」等の用語の意義を定めることとした。
- (3) 県、事業者、県民、建築主等の責務(第3条～第6条関係)

地球温暖化対策の推進のための県、事業者、県民、建築主等の責務について定めることとした。
- (4) 地球温暖化対策計画等(第7条～第9条関係)
 - ア 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を定めなければならないこととした。
 - イ 県は、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止につい

て配慮するものとした。

ウ 知事は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画を定めなければならないこととした。

エ 県は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の抑制及び新エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の取組を自ら率先して行うよう努めなければならないこととした。

オ 知事は、地球温暖化対策計画及び事務事業温室効果ガス排出抑制計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとした。

カ 知事は、毎年度、地球温暖化対策計画及び事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表するものとした。

(5) 事業活動に関する地球温暖化対策（第10条～第17条関係）

ア 知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針（以下「事業活動温暖化対策指針」という。）を定め、これを公表しなければならないこととした。

イ 事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの（以下「特定大規模事業者」という。）は、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出しなければならないこととし、特定大規模事業者以外の事業者は、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができることとするとともに、変更の届出等について定めることとした。

ウ 事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならないこととした。

エ 県は、特定大規模事業者以外の事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとし、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする特定大規模事業者以外の事業者に対し、技術的指導その他の必要な支援を行うよう努めるものとした。

オ 事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者の排出状況報告書及び結果報告書の提出の手続を定めることとした。

カ 知事は、事業活動温暖化対策計画書等が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書等提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとした。

キ 知事は、事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者に対し、必要な指導及び助言を行い、並びに内容の改善を求めることができることとし、その必要な範囲において、資料の提出を求めることができることとした。

(6) 建築物に関する地球温暖化対策（第18条～第32条関係）

ア 知事は、規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策指針」という。）を定め、これを公表しなければならないこととした。

イ 特定建築主は、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出しなければならないこととし、特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等をしようとする者は、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出できることとするとともに、変更の届出等について定めることとした。

ウ 知事は、イの提出又は届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとした。

エ 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能（以下「環境性能」という。）の評価を記載した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）を定め、これを公表しなければならないこととした。

オ 建築物温暖化対策計画書を提出した特定建築主は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うとき等は、その広告中に建築物環境性能表示を表示し、又はさせなければならないこととし、その届出の手続等を定めるとともに、当該特定建築物を購入し、又は賃貸しようとする者に対し、その環境性能の内容を説明するよう努めなければならないこととした。

カ 知事は、オによる届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとした。

キ 建築物温暖化対策計画書を提出した建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該建築物の環境性能を示す表示を掲示することができることとし、掲示をしたときは、その旨を知事に届け出なければならないこと

とした。

ク 建築物温暖化対策計画書を提出した建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととした。

ケ 知事は、建築物温暖化対策計画書を提出した建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができることとし、その必要な範囲において、資料の提出を求めることができることとした。

コ 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

(7) 開発事業に関する地球温暖化対策（第33条～第39条関係）

ア 知事は、規則で定める規模以上の開発行為であって規則で定めるものに係る事業（以下「特定開発事業」という。）を実施しようとする者（以下「特定開発事業者」という。）が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。）を定め、これを公表しなければならないこととした。

イ 特定開発事業者は、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて、特定開発事業温暖化対策計画書を作成し、知事に提出しなければならないこととし、変更の届出等について定めることとした。

ウ 知事は、イの提出又は届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとした。

エ 知事は、特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者に対し、必要な指導及び助言を行い、並びに内容の改善を求めることができることとし、その必要な範囲において、資料の提出を求めることができることとした。

(8) 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進（第40条、第41条関係）

ア 県、事業者及び試験研究機関は、連携し、及び協働して、新エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術（以下「新エネルギー等環境配慮技術」という。）の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならないこと等、新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進について定めることとした。

イ 事業者及び県民は、新エネルギー等環境配慮技術の活用に努めなければならないこと等、新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進について定めることとした。

(9) 森林等の整備、保全等（第42条関係）

県、森林所有者及び民間団体等は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならないこととする等、森林等の整備、保存等について定めることとした。

(10) 交通に関する地球温暖化対策（第43条～第45条関係）

事業者（専ら自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用して事業を行う者を除く。）及び県民は、可能な限り自動車等の使用を控え、温室効果ガスの排出の量がより少ない公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努めなければならないこととする等、公共交通機関等の利用の推進等、エコドライブの推進、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等について定めることとした。

(11) 日常生活等における地球温暖化対策（第46条、第47条関係）

製品（自動車等を除く。）を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出抑制に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならないこととする等、製品の開発又は役務の提供に関する温暖化対策、生活様式の転換の推進等について定めることとした。

(12) 教育及び学習の振興（第48条関係）

県は、教育機関及び事業者その他の民間団体と連携し、及び協働して、県民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする等、教育及び学習の振興について定めることとした。

(13) 事業の登録（第49条～第52条関係）

ア 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するための事業であって規則で定めるものについて、知事の登録を受けることができるものとし、その事業の登録、変更の申請、変更又は廃止の届出、事業の登録の抹消の手続等について定めることとした。

イ 知事は、事業の登録申請等があったときは、登録事項を登録簿に登録し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとした。

(14) 広域的な連携による地球温暖化対策の推進（第53条、第54条関係）

県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする等、広域的な連携による地球温暖化対策の推進について定めることとした。

(15) 雑則（第55条～第60条関係）

- ア 知事は、事業活動温暖化対策計画書の提出等に関し、一定の事由に該当すると認めるときは、当該者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができることとした。
- イ この条例の規定は、市町村が地球温暖化を防止するためこの条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないこととし、市町村が定めた条例が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めたときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には適用しないこととした。
- ウ 知事は、事業活動温暖化対策計画書等の内容について改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会に意見を聴かなければならないこととした。
- エ 県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとした。
- オ この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

16) 施行期日等

- ア この条例は、平成21年10月1日から施行することとした。ただし、(5) (事業活動温暖化対策計画書に係る部分に限る。)、(6) (建築物温暖化対策計画書に係る部分に限る。)、(7) (特定開発事業温暖化対策計画書に係る部分に限る。)、(13)、(15)ア並びに(16)エ及びオについては、平成22年4月1日から施行することとした。
- イ この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとした。
- ウ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正し、知事の附属機関として審査会を置くこととした。
- エ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正し、二酸化炭素の排出の抑制の規定を削除することとした。
- オ 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

3 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

(1) 目的 (第1条関係)

この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とするものとした。

(2) 定義 (第2条関係)

この条例における「食の安全・安心の確保」等の用語の意義を定めることとした。

(3) 基本理念 (第3条関係)

食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならないこと等、基本理念を定めることとした。

(4) 県の責務及び食品関連事業者の責務等 (第4条～第6条関係)

食の安全・安心の確保を図るための県の責務及び食品関連事業者の責務等について定めることとした。

(5) 関係機関との連携強化 (第7条関係)

県は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、国、市町村その他の関係機関との連携の強化に努めるものとした。

(6) 指針の策定 (第8条関係)

ア 知事は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保の推進に関する指針 (以下「指針」という。) を定めなければならないこととした。

イ 指針は、食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ中期的な目標及び施策の方向のほか、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとした。

ウ 知事は、指針を定め、又は変更するに当たっては、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならないこととした。

エ 知事は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとした。

(7) 食品等の流通の過程の各段階における適正な管理に関する助言、指導等 (第9条関係)

県は、食品関連事業者に対し、食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階における適正な管理に関し助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとした。

(8) 食品関連事業者の自主的な情報提供の促進 (第10条関係)

県は、食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に資する情報の自主的な提供を促進するため、情報の提供その他の

必要な措置を講ずるものとした。

(9) 情報の共有並びに情報及び意見の交換の促進(第11条関係)

県は、県、県民及び食品関連事業者における食の安全・安心の確保に資する情報の共有を図り、並びに関係者相互間の当該情報及び意見の交換を促進するため、関係者の交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。

(10) 食育の推進に関する施策との連携(第12条関係)

県は、食品の安全性の確保に資する情報の提供に関する施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るよう努めるものとした。

(11) 表示制度の適切な運用の確保のための助言、指導等(第13条関係)

県は、食品関連事業者と消費者の相互理解の増進のため、食品関連事業者に対し、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示の制度の適切な運用を確保するために必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとした。

(12) 遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等(第14条関係)

県は、遺伝子組換え作物と遺伝子組換え作物以外の作物(食用に供するために栽培されるものに限る。以下同じ。)が交雑すること及び遺伝子組換え作物が遺伝子組換え作物以外の作物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めるとともに、遺伝子組換え作物を栽培する食品関連事業者に対し、当該基準に基づく助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとした。

(13) 食品等の自主回収の報告(第15条関係)

ア 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該回収に係る食品等の生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法の規定に違反する事実があると思料するときは、回収の対象となる食品等が県内において流通していないことが明らかである場合等を除き、規則で定めるところにより、その着手後速やかに、特定事業者の氏名及び住所等を知事に報告しなければならないこととした。

イ アの規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、特定事業者の氏名及び住所等を知事に報告しなければならないこととした。

ウ 知事は、アの規定による報告を受けたときはその内容を、イの規定による報告を受けたときはその旨を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととした。

(14) 食品等輸入事務所等の届出(第16条関係)

ア 食品等を輸入する食品関連事業者(以下「食品等輸入事業者」という。)は、県内の事務所等において当該輸入に係る関税法第67条の規定による輸入の申告等に係る業務(以下「輸入申告等業務」という。)を行った場合で、当該申告等に基づく許可等を受けたときは、当該許可等が当該事務所等(以下「食品等輸入事務所等」という。)において行った輸入申告等業務に係る最初の許可等である場合に限り、規則で定めるところにより、食品等輸入事務所等ごとに、当該最初の許可等の日から15日以内に、食品等輸入事業者の氏名及び住所等を知事に届け出なければならないこととした。

イ 食品等輸入事業者は、食品等輸入事業者の氏名及び住所等に変更があったとき、又は食品等輸入事務所等を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(15) 罰則(第18条関係)

(14)アの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処することとした。

(16) 施行期日等

ア この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(13)から(15)まで並びにイ及びエについては、平成22年4月1日から施行することとした。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

ウ 附属機関の設置に関する条例の一部を改正し、知事の附属機関として審議会を置くこととした。

エ 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

4 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正

ア 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限(第12条関係)

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

(7) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(イ) 失職又はこれに準ずる退職をした者

イ 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限 (第14条関係)

(7) 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

- a 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- c 任命権者が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(4) 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、(7) cに該当するときは、任命権者は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。

ウ 退職をした者の退職手当の返納 (第15条関係)

(7) 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

- a 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- b 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- c 任命権者が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(4) (7) cに該当するときに於ける(7)による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができることとした。

エ 遺族の退職手当の返納 (第16条関係)

死亡による退職をした者の遺族に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、ウ(7) cに該当するときは、任命権者は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。

オ 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付 (第17条関係)

退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内にウ(7)又はエによる処分を受けることなく死亡した場合において、任命権者が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、任命権者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分等を行うことができることとした。

カ 人事委員会からの意見聴取等 (第18条関係)

任命権者は、イ(7) c若しくは(4)、ウ(7)、エ又はオによる処分を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならないこととした。

(2) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、一部の施行期日を平成22年1月1日とすることとした。

(3) 施行期日等

ア この条例は、公布の日から施行することとした。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

ウ 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び病院事業管理者の退職手当の支給制限等について、一般職の職員の例に準じ所要の改正を行うこととした。

5 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について規定の整備をすることとした。(別表関係)

(2) 平成20年度に行った条例の見直しに伴い、規定の整備をすることとした。(別表関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

6 神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例

(1) 天災その他の事由によって神奈川県公報に登載して条例を公布することができない場合の掲示による公布の方法について、規定の整備をすることとした。(第2条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

7 神奈川県立女性相談所条例及び神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立女性相談所及び神奈川県女性保護施設さつき寮の位置の表示について、所要の改正を行うこととした。

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

8 神奈川県立自然保護センター条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立自然保護センターの名称を神奈川県立自然環境保全センターに変更することに伴い、条例の題名を「神奈川県立自然環境保全センター条例」に改めるとともに規定の整備をすることとした。(題名、第1条～第3条、第5条関係)

(2) 設置の目的を自然環境の保全及び再生に関する県民の理解の促進を図ることに改めるとともに規定の整備をすることとした。(第2条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

9 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当(以下「手当」という。)の支給対象者を身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、かつ、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級である者として記載されている者(身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日がいずれも65歳に達した日以後である者(65歳に達した日前に児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者を除く。)を除く。)等に改めることとした。(第2条関係)

(2) 手当の支給要件について所要の改正を行うこととした。(第3条関係)

(3) 手当は、その額を6万円とし、毎年度1月に支払うこととした。(第4条、第6条関係)

(4) 支給の制限(第7条～第11条関係)

ア 手当は、手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)等の手当の支給年度の8月1日(以下「基準日」という。)が属する年の前年の所得が、一定の額を超えるとき等は、当該基準日が属する年度は、支給しないこととした。

イ 手当は、受給資格者等が、正当な理由がなくて、知事の受給資格の有無を決定するために必要な事項に関する書類等の提出に係る命令に従わなかったとき等は、支給しないことができることとした。

ウ 手当の支給を受けている者等が、正当な理由がなくて、(5)の届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができることとした。

(5) 手当の支給を受けている者等は、毎年、当該手当の支給を受けている者の現況について、知事に届け出なければならないこととした。(第12条関係)

(6) 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができることとした。(第15条関係)

(7) 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第3項関係)

(8) この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

(9) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

10 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

(1) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行に伴い、総務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関するものを加えることとした。(第3条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

11 神奈川県県行造林条例を廃止する条例

(1) 神奈川県県行造林条例を廃止することとした。

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条 例

神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第56号

神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(神奈川県県税条例の一部改正)

第1条 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第28項中「の各号」を削り、「附則第23項」を「附則第26項」に改める。

附則第29項中「附則第23項」を「附則第26項」に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第2条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(平成15年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)

第3条 産業集積の促進に係る法人の事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「附則第23項」を「附則第26項」に、「附則第24項から第26項まで」を「附則第27項から第29項まで」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の費用弁償に関する条例(昭和28年神奈川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の各号」を削り、「証人等」を「証人等」に改め、同条第1号中「(昭和22年4月法律第67号。以下法という。)」を「(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」に改め、同条第2号中「第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第5号中「第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第5項(法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第6号中「の外」を「に掲げる者のほか」に改める。

(災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第5条 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年神奈川県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「従事者」という。)」を削る。

附則第2項を次のように改める。

2 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第6条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第7条 県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和31年神奈川県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第68条の4の10」を「第68条の4の11」に改め、同条第2項中「かえて」を「代えて」に改める。

(神奈川県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第8条 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年神奈川県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

3 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和54年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第10項を次のように改める。

(検討)

10 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正)

第11条 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7項を次のように改める。

(検討)

7 知事は、平成20年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県建築審査会条例の一部改正)

第12条 神奈川県建築審査会条例(昭和25年神奈川県条例第56号)

の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の1」を「のいずれか」に改め、同項第1号中「(昭和25年5月法律第201号、以下法という。)」を「(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)」に改め、同項第2号中「神奈川県建築基準条例(昭和28年7月神奈川県条例第72号)」を「神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 法第94条第1項の規定による審査請求があつたとき。

(知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の廃止)

第13条 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例(平成10年神奈川県条例第8号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第57号

神奈川県地球温暖化対策推進条例

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等(第7条～第9条)

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策(第10条～第17条)

第3節 建築物に関する地球温暖化対策(第18条～第32条)

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策(第33条～第39条)

第5節 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活用の促進(第40条・第41条)

第6節 森林等の整備、保全等(第42条)

第7節 交通に関する地球温暖化対策(第43条～第45条)

第8節 日常生活等における地球温暖化対策(第46条・第47条)

第9節 教育及び学習の振興(第48条)

第10節 事業の登録(第49条～第52条)

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進(第53条・第54条)

第3章 雑則(第55条～第60条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることにかんがみ、神奈川県環境基本条例(平成8年神奈川県条例第12号)の本旨を達成するため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環

境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。

(3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

(5) 新エネルギー等 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの(第9条第3項において「新エネルギー」という。)及び温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、市町村及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)と連携し、及び協働して実施するよう努めるものとする。

3 県は、市町村及び民間団体等が行う地球温暖化対策が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者のうち、その事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定めるもの(以下「特定大規模事業者」という。)は、地域の地球温暖化対策の推進に貢献するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(建築主等の責務)

第6条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築物を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する建築物について、エネルギーの使用の効率性に関する性能

(第32条において「省エネルギー性能」という。)を維持し、又は向上させるよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策に関する施策

第1節 地球温暖化対策計画等

(地球温暖化対策計画)

第7条 知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画(以下この条において「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の地球温暖化対策の基本方針
- (2) 県内における温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
- (3) 法第20条の3第3項各号に掲げる事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 知事は、毎年度、地球温暖化対策計画に基づく措置及び施策の実施の状況を公表するものとする。

(県の施策等の企画等に当たっての配慮)

第8条 県は、法第20条の3第4項に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。

(事務事業温室効果ガス排出抑制計画)

第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画(以下この条において「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」という。)を定めなければならない。

2 事務事業温室効果ガス排出抑制計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針
- (2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する目標
- (3) 前号の目標を達成するための措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の抑制及び新エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。

4 第7条第3項及び第4項の規定は、事務事業温室効果ガス排出抑制計画について準用する。

第2節 事業活動に関する地球温暖化対策

(事業活動温暖化対策指針)

第10条 知事は、事業者が実施する地球温暖化対策を推進するため、事業活動における地球温暖化対策に関する指針(以下「事業活動温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。

2 知事は、事業活動温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(事業活動温暖化対策計画書の提出等)

第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針に係る事項
- (4) 温室効果ガスの排出の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項
- (5) 地域の地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による事業活動温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定大規模事業者は、同項第3号から第6号までに掲げる事項については、事業活動温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 第1項の規定により事業活動温暖化対策計画書を提出した特定大規模事業者(以下「計画書提出特定大規模事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

4 特定大規模事業者以外の事業者(第13条において「中小規模事業者等」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の事業活動温暖化対策計画書について準用する。この場合において、第3項中「変更があったとき」とあるのは、「変更があったとき、当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとする。

6 計画書提出特定大規模事業者が、第1項の規定による提出の後特定大規模事業者に該当しないこととなった場合における当該提出に係る事業活動温暖化対策計画書は、第4項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書とみなす。

(施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者への協力)

第12条 事業活動温暖化対策計画書を提出する事業者が設置し、又は管理する施設、事業所等の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に係る施設、事業所等を設置し、又は管理する事業者による事業活動温暖化対策計画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進について協力するよう努めなければならない。

(中小規模事業者等に対する支援)

第13条 県は、中小規模事業者等による地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、事業活動温暖化対策計画書を提出し、優れた地球温暖化対策を行おうとする中小規模事業者等に対し、技術的指導その他の当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(排出状況報告書の提出)

第14条 事業活動温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該事業活動温暖化対策計画書を提出した日の属する事業年度の翌事業年度から当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画の期間（次条において「計画期間」という。）が終了する日の属する事業年度までの毎事業年度、規則で定めるところにより、当該事業活動温暖化対策計画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況を記載した報告書（第16条において「排出状況報告書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(結果報告書の提出)

第15条 計画書提出事業者は、計画期間が終了する日又は第11条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出（事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止（同項において準用する場合にあっては、当該廃止及び計画の中止）に係るものに限る。）をした日から規則で定める日までに、計画期間中の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び事業活動温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化対策の実施の結果を記載した報告書（次条において「結果報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

第16条 知事は、事業活動温暖化対策計画書、排出状況報告書及び結果報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出に係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

第17条 知事は、計画書提出特定大規模事業者に対し、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容及び当該事業活動温暖化対策計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第11条第1項の規定により提出された事業活動温暖化対策計画書の内容及び、事業活動温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該提出に係る計画書提出特定大規模事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した事業活動温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定大規模事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第3節 建築物に関する地球温暖化対策

(建築物温暖化対策指針)

第18条 知事は、規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等しようとする者（以下「特定建築主」という。）が当該特定建築物に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針（以下「建築物温暖化対策

指針」という。）を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、建築物温暖化対策指針について準用する。

(建築物温暖化対策計画書の提出)

第19条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物温暖化対策計画書」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る地球温暖化対策の措置
- (5) 前号の措置の評価
- (6) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定建築主は、同項第4号から第7号までに掲げる事項については、建築物温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

3 特定建築物以外の建築物であって規則で定める規模以上の建築物の新築等しようとする者は、規則で定めるところにより、建築物温暖化対策計画書を作成し、知事に提出することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(建築物温暖化対策計画書の変更の届出)

第20条 前条第1項又は第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した者（以下「計画書提出建築主」という。）は、当該建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了するまでの間に、同条第1項各号（同条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について変更しようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による建築物温暖化対策計画書の内容の変更により、その新築等しようとする建築物が特定建築物に該当しないこととなった場合（前条第3項に規定する建築物に該当する場合に限る。）における当該建築物温暖化対策計画書は、前条第3項の規定により提出された建築物温暖化対策計画書とみなす。

(新築等の中止の届出)

第21条 計画書提出建築主（前条第1項の規定による届出をした計画書提出建築主のうち、当該届出に係る建築物が特定建築物又は第19条第3項に規定する建築物のいずれにも該当しなくなった場合における計画書提出建築主を除く。以下同じ。）は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(新築等の完了の届出)

第22条 計画書提出建築主は、その提出した建築物温暖化対策計画書に係る新築等が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(建築物温暖化対策計画書等の概要の公表)

第23条 知事は、第19条第1項又は第3項の規定による提出及び第20条第1項、第21条又は前条の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る建築物の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(表示基準)

第24条 知事は、特定建築物の地球温暖化対策に関する性能(以下「環境性能」という。)の評価を記載した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)の表示の方法に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、表示基準について準用する。

(特定建築物の環境性能の表示)

第25条 第19条第1項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主(以下「計画書提出特定建築主」という。)は、当該特定建築物の販売又は賃貸を目的とした広告を行うときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。ただし、当該広告が規則で定める基準に適合しない場合は、この限りでない。

2 計画書提出特定建築主は、他人にその新築等に係る特定建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介をさせる場合で、これらの行為をする者(以下「販売等受託者」という。)が販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。ただし、当該広告が前項ただし書の規則で定める基準に適合しない場合にあっては、この限りでない。

3 前項に規定する場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力するよう努めなければならない。

4 第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主は、第1項及び第2項の規定の例により、建築物環境性能表示を表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(建築物環境性能表示の表示の届出等)

第26条 計画書提出特定建築主は、前条第1項の規定により最初に表示をし、又は同条第2項の規定により最初に表示をさせたときは、そのいずれか早い日から規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条第4項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた場合について準用する。

3 知事は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

(建築物環境性能表示の変更の届出等)

第27条 計画書提出建築主は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の後当該届出に係る建築物環境性能表示を変更した場合で、当該変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合に

ついて準用する。

(環境性能の説明)

第28条 計画書提出特定建築主及び販売等受託者は、特定建築物を販売し、又は賃貸しようとするときは、当該特定建築物を購入し、又は賃貸しようとする者に対し、当該特定建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(環境性能を示す表示の掲示等)

第29条 計画書提出特定建築主は、表示基準に基づき、その新築等に係る特定建築物に、当該特定建築物の環境性能を示す表示を掲示することができる。

2 計画書提出特定建築主は、前項の規定による掲示をしたときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第19条第3項の規定により建築物温暖化対策計画書を提出した計画書提出建築主について準用する。

(表示の制限)

第30条 計画書提出建築主でない者は、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(指導、助言等)

第31条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導及び助言を行うために必要な範囲において、計画書提出建築主に対し、資料の提出を求めることができる。

(優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進)

第32条 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、優れた省エネルギー性能を備え、又は新エネルギー等を活用した住宅の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 開発事業に関する地球温暖化対策

(特定開発事業温暖化対策指針)

第33条 知事は、規則で定める規模以上の開発行為(神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)第2条第1号に規定する開発行為をいう。)であって規則で定めるものに係る事業(以下「特定開発事業」という。)を実施しようとする者(以下「特定開発事業者」という。)が当該特定開発事業に係る地球温暖化対策を適切に実施するために必要な事項に関する指針(以下「特定開発事業温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。

2 第10条第2項の規定は、特定開発事業温暖化対策指針について準用する。

(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)

第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「特定開発事業温暖化対策計画書」という。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域(特定開発事業が

一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域)

- (3) 特定開発事業の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容
- (5) 新エネルギー等の活用に係る検討の結果
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の作成に当たっては、特定開発事業者は、同項第4号から第6号までに掲げる事項については、特定開発事業温暖化対策指針に基づく検討の結果に基づいて記載しなければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出)

第35条 前条第1項の規定により特定開発事業温暖化対策計画書を提出した特定開発事業者（以下「計画書提出特定開発事業者」という。）は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了するまでの間に、同項各号に掲げる事項について変更をしようとするときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業の中止の届出)

第36条 計画書提出特定開発事業者（前条の規定による届出をした計画書提出特定開発事業者のうち、当該届出に係る事業が特定開発事業に該当しなくなった場合における計画書提出特定開発事業者を除く。以下同じ。）は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業を中止したときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業の完了の届出)

第37条 計画書提出特定開発事業者は、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了したときは、規則で定める日までに、その旨を規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表)

第38条 知事は、第34条第1項の規定による提出及び第35条から前条までの規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なく、当該提出又は届出に係る特定開発事業の概要その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(指導、助言及び改善の求め)

第39条 知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、第34条第1項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による指導及び助言並びに前項の規定による改善の求めを行うため必要な範囲において、計画書提出特定開発事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

第5節 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発及び活

用の促進

(新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進)

第40条 県、事業者及び試験研究機関は、連携し、及び協働して、新エネルギー等及び省エネルギーに係る技術その他の地球温暖化防止に寄与する技術（以下「新エネルギー等環境配慮技術」という。）の研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

2 県は、事業者及び試験研究機関による新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の支援に努めるものとする。

(新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進)

第41条 事業者及び県民は、新エネルギー等環境配慮技術の活用に努めなければならない。

2 県は、市町村及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 森林等の整備、保全等

第42条 県、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）及び民間団体等は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用の推進に努めなければならない。

2 県及び民間団体等は、連携し、及び協働して、緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第7節 交通に関する地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用の推進等)

第43条 事業者（専ら自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用して事業を行う者を除く。）及び県民は、可能な限り自動車等の使用を控え、温室効果ガスの排出の量がより少ない公共交通機関若しくは自転車（以下この条において「公共交通機関等」という。）の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

2 県は、市町村及び公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）と連携し、及び協働して、公共交通機関等を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 多数の者の利用に供する施設を管理する者又は多数の者の参加が見込まれる行事を主催する者は、当該施設を利用する者又は当該行事に参加する者の公共交通機関等の利用又は徒歩による来場の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第44条 自動車等を運転する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法（以下この条において「エコドライブ」という。）の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 自動車を製造する事業者は、エコドライブの実施を促す機能を有する機器の搭載に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の使用の推進等)

第45条 自動車等を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の開発、製造、販売又は貸し渡しを行うよう努めなければならない。

2 自動車等を購入し、又は使用しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

3 県及び自動車駐車場を設置し、又は管理する者その他の規則で定める者は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の普及及び当該自動車等を利用しやすい環境の整備に努めなければならない。

第8節 日常生活等における地球温暖化対策

（製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策）

第46条 製品（自動車等を除く。以下この条において同じ。）を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの排出抑制に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。

2 製品又は役務を販売し、又は提供する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により販売又は提供を行うよう努めなければならない。

3 事業者及び県民は、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない製品若しくは役務又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される製品若しくは役務の購入又は利用に努めなければならない。

（生活様式等の転換の推進）

第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出を抑制するための取組を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、その事業活動及び日常生活における照明器具、冷暖房機、給湯機その他の機械器具の使用に当たっては、エネルギーの消費が過度にわたることがないよう、その見直しに努めなければならない。

第9節 教育及び学習の振興

第48条 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、県民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対して、地球温暖化対策に関する必要な教育を行うよう努めなければならない。

3 県は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する専門的な知識又は経験を有する人材の育成に努めるものとする。

第10節 事業の登録

（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録）

第49条 事業者は、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業であって規則で定めるものに関し、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）について、知事の登録を受けることができる。

- (1) 登録に係る事業の名称
- (2) 登録に係る事業の概要

(3) その他規則で定める事項

2 前項の登録（以下「事業の登録」という。）を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする。ただし、当該申請に係る事項が虚偽である場合その他の規則で定める場合は、事業の登録を拒むことができる。

4 知事は、インターネットの利用その他の方法により、前項の登録簿その他規則で定めるものを公表するものとする。

（変更の申請）

第50条 事業の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項第2号に掲げる登録事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、登録事項の変更を知事に申請しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第50条第1項」と、「登録事項を規則で定める登録簿に登録するものとする」とあるのは「当該申請に係る登録事項の変更を行うものとする」と、「事業の登録」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。

（変更又は廃止の届出）

第51条 登録事業者は、登録事項（第49条第1項第2号に掲げる登録事項を除く。）に変更があったとき、又は事業の登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、当該変更に係る事項又は事業を廃止した旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業の登録を変更し、又は抹消するものとする。

（事業の登録の抹消）

第52条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の登録を抹消することができる。

- (1) 事業の登録に係る事業を廃止したことが明らかになった場合で、前条第1項の規定による届出がないとき。
- (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反したとき。
- (3) 事業の登録の内容と異なる事業を行っていることが明らかになった場合で、事業の登録を抹消する必要があると認めるとき。

第11節 広域的な連携による地球温暖化対策の推進

（国及び他の地方公共団体との連携）

第53条 県は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力することにより、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

（国際協力の推進）

第54条 県は、事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、地球温暖化対策に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 雑則

（勧告）

第55条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第11条第1項、第14条、第15条、第19条第1項又は第34条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第11条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第20条第1項、第21条、第22条、第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第27条第1項、第29条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第35条から第37条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条第4項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は第19条第3項の規定による建築物温暖化対策計画書に虚偽の記載をして提出した者
- (4) 第25条第1項(同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による表示をせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をし、若しくは同条第2項(同条第4項の規定によりその規定の例によることとされる場合を含む。)の規定による表示をさせず、若しくは表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をさせた者又は第29条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による表示に表示基準に違反した表示若しくは虚偽の表示をして掲示した者
- (5) 第30条の規定に違反して、表示基準に基づく表示又はこれと紛らわしい表示をした者

(公表)

第56条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第57条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、地球温暖化を防止するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が地球温暖化の防止のために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する節又は条の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

(神奈川県地球温暖化対策計画書審査会)

第58条 知事は、第17条第2項又は第39条第2項の規定により改善を求めようとするときは、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の意見を聴かななければならない。

(顕彰)

第59条 県は、地球温暖化対策の推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(委任)

第60条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条から第31条まで、第34条から第39条まで、第2章第10節、第55条及び第56条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県環境影響評価審査会の項の次に次のように加える。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。	10人以内
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

4 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 二酸化炭素の排出の抑制(第45条・第46条)」を「第4節 削除」に改める。

第16条第1項中「、第46条」及び第5号を削り、第6号を第5号とする。

第17条第1項中「、第46条」を削る。

第5章第4節を次のように改める。

第4節 削除

第45条及び第46条 削除

(検討)

5 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第58号

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務及び食品関連事業者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心の確保 食品の安全性の確保並びに当該確保によってもたらされる県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上をいう。
- (2) 食品 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1項に規定する食品をいう。
- (3) 食品等 食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)及び添加物(食品衛生法第4条第2項に規定する添加物をいう。)並びに器具(同条第4項に規定する器具をいう。)及び容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)をいう。
- (4) 食品関連事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、食品関連事業者がその取り扱う食品等の安全性の確保又はその取り扱う生産資材(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。第5条第2項において同じ。)が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることにかんがみ、食品関連事業者の自主的な取組を促進することにより、行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、県、県民及び食品関連事業者における情報の共有及び相互理解に基づく協力の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全・安心の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民の食の安全・安心の確保に対する関心及び理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者の責務等)

第5条 食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、食の安全・安心の確保を図る責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、その取り扱う食品等又は生産資材に係る食の安全・安心の確保に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第6条 消費者は、基本理念のっとり、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保の推進に関する施策について意見を表明するよう努めるものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 県は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、国、市町村その他の関係機関との連携の強化に努めるものとする。

(指針の策定)

第8条 知事は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全・安心の確保の推進に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全・安心の確保の推進に関する総合的かつ中期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、指針を定めるに当たっては、神奈川県食の安全・安心審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。

(食品等の流通の過程の各段階における適正な管理に関する助言、指導等)

第9条 県は、食品関連事業者に対し、食品等の生産及び製造から販売に至る一連の流通の過程の各段階における適正な管理に関し助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品関連事業者の自主的な情報提供の促進)

第10条 県は、食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に資する情報の自主的な提供を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の共有並びに情報及び意見の交換の促進)

第11条 県は、県、県民及び食品関連事業者における食の安全・安心の確保に資する情報の共有を図り、並びに関係者相互間の当該情報及び意見の交換を促進するため、関係者の交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する施策との連携)

第12条 県は、食品の安全性の確保に資する情報の提供に関する施策を推進するに当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(表示制度の適切な運用の確保のための助言、指導等)

第13条 県は、食品関連事業者と消費者の相互理解の増進のため、食品関連事業者に対し、食品衛生法その他の法令の規定による食品の表示の制度の適切な運用を確保するために必要な助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等)

第14条 県は、遺伝子組換え作物と遺伝子組換え作物以外の作物(食用に供するために栽培されるものに限る。以下この項において同じ。)が交雑すること及び遺伝子組換え作物が遺伝子組換え

作物以外の作物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めるとともに、遺伝子組換え作物を栽培する食品関連事業者に対し、当該基準に基づく助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の「遺伝子組換え作物」とは、遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等をいう。）であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 食用に供するために栽培される作物
- (2) 前号の作物と交雑するおそれがある作物

（食品等の自主回収の報告）

第15条 特定事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該回収に係る食品等の生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法の規定に違反する事実があると思料するときは、規則で定めるところにより、その着手後速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。第3項第1号において同じ。）
- (2) 回収の対象となる食品等の名称及び商品名
- (3) 回収に着手した年月日
- (4) 回収の理由
- (5) その他規則で定める事項

2 特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による報告をすることを要しない。

- (1) 回収の対象となる食品等が県内において流通していないことが明らかである場合
- (2) 回収の対象となる食品等が県民に販売されていないことが明らかである場合
- (3) 食品衛生法第19条第2項の規定（次に掲げる規定に規定する表示の基準に係るものを除く。）に違反する事実があると思料する場合であつて、同法の他の条項に違反する事実がないと思料するとき。

ア 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ロ、へ、ト、チ又はヌ

イ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第7条第2項第2号ホ若しくはへ、第3号チ、リ、ヲ若しくはワ又は第4号ホ、へ、チ若しくはリ

3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名及び住所
- (2) 回収した食品等の名称及び商品名
- (3) 回収を終了した年月日
- (4) 回収した食品等の処分の方法及び時期
- (5) その他規則で定める事項

4 前3項の「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 食品等を生産し、製造し、輸入し、又は加工することを営

む食品関連事業者及びその組織する団体

(2) 食品等を販売することを営む食品関連事業者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 食品衛生法施行規則第21条第10項の規定により製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で厚生労働大臣に届け出た販売者

イ 自ら当該食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の表示をした販売者

5 知事は、第1項の規定による報告を受けたときはその内容を、第3項の規定による報告を受けたときはその旨を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（食品等輸入事務所等の届出）

第16条 食品等（その原料又は材料として使用される農林水産物を除く。附則第2項において同じ。）を輸入する食品関連事業者（以下「食品等輸入事業者」という。）は、県内の事務所又は事業所において当該輸入に係る関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の申告又は同法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務（以下「輸入申告等業務」という。）を行った場合で、当該申告に基づく許可（以下「輸入許可」という。）又は当該申請に基づく承認（以下「輸入許可前における食品等の引取承認」という。）を受けたときは、当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認が当該事務所又は事業所（以下「食品等輸入事務所等」という。）において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認である場合に限り、規則で定めるところにより、食品等輸入事務所等ごとに、当該最初の輸入許可の日（当該最初の輸入許可の日前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあっては、その日）から15日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 食品等輸入事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 食品等輸入事務所等の名称及び所在地
- (3) 主要な輸入品目
- (4) その他規則で定める事項

2 食品等輸入事業者は、前項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は食品等輸入事務所等を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条、第16条及び第18条並びに次項及び附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第16条の規定の施行の日前に食品等の輸入について輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けた食品等輸入事業者であつて、同日において現に当該輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認に係る輸入申告等業務を行った県内の食品等輸入事務所等を有するものは、同日において当該食品等輸入事務所等において行った輸入申告等業務に係る最初の輸入許可又は輸入許可前における食品等の引取承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項中「当該最初の輸入許可の日(当該最初の輸入許可の日前に輸入許可前における食品等の引取承認を受けた場合にあつては、その日)から15日以内」とあるのは、「平成22年4月15日まで」とする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県ふぐ包丁師試験委員の項の次に次のように加える。

神奈川県食の安全・安心審議会	食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20人以内
----------------	-----------------------------------------------------------	-------

(検討)

4 知事は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第59号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条の4)
- 第2章 一般の退職手当(第2条の5～第8条)
- 第3章 特別の退職手当(第9条・第10条)
- 第4章 退職手当の支給制限等(第11条～第18条)
- 第5章 雑則(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3中「神奈川県人事委員会」の次に「(第18条において「人事委員会」という。)」を加え、同条を第2条の4とし、同条の次に次の章名を付する。

第2章 一般の退職手当

第2条の2第2項中「第2条の4」を「第2条の5」に改め、

同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第5条の2第2項中「第7条の5第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続

期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の4第4項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の5第1項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第4項中「又はこれ」を「、職員の分限に関する条例(昭和26年神奈川県条例第53号)第1条の2若しくは市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号)第1条の2に規定する事由(人事委員会規則で定める要件に該当する場合に限る。)又はこれら」に改める。

第7条の5の見出しを「(公庫等から復帰した職員等の在職期間の計算)」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の次に次の章名を付する。

第3章 特別の退職手当

第10条第1項中「公共職業安定所長」を「任命権者」に改め、同項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)」を「一般の退職手当等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第4章 退職手当の支給制限等

第11条を次のように改める。

(定義)

第11条 この章において「懲戒免職等処分」とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 任命権者は、前項の規定による処分を行うときは、その理

由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を神奈川県公報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の2及び第12条の3を削り、第12条の次に次の6条及び章名を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 任命権者が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡によ

る退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、任命権者は、当該遺族に對し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った任命権者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、任命権者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職

手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に對し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 任命権者が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、任命権者は、当該遺族に對し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 任命権者は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行うおうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第

3章第2節及び第38条の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 任命権者が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第4項又は第6項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、任命権者は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 任命権者は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第38条の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。

以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、任命権者は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第38条の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、任命権者が、当該退職手当の受給者の相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、任命権者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する神奈川県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職

期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給可能者を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給可能者を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業手当受給可能者を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第38条の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取

について準用する。

(人事委員会からの意見聴取等)

第18条 任命権者は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かななければならない。

2 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は任命権者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第5章 雑則

附則第9項及び第10項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

附則第19項中「退職した者を」を「退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成19年神奈川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成22年4月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

3 教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第8条第1項、第11条、第11条の2、第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項」を「第2条の2、第11条から第13条(第9項を除く。)まで及び第14条から第17条まで」に改める。

第3条中「第8条第3項」を「第19条第1項」に改める。

(監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

4 監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第8条第1項、第11条、第11条の2、第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項から第7項まで並びに第

12条の3第1項及び第2項を「第2条の2、第11条から第13条(第9項を除く。)まで及び第14条から第17条まで」に、「第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項」を「第12条、第13条第1項から第7項まで、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定」に改める。

(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

5 知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第8条第1項、第11条、第11条の2、第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項」を「第2条の2、第11条から第13条(第9項を除く。)まで及び第14条から第17条まで」に、「第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項」を「第12条、第13条第1項から第7項まで、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定」に改める。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

6 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第25条に後段として次のように加える。

この場合において、横浜市又は川崎市の県費負担教職員に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)第12条第3項中「神奈川県公報」とあるのは、「横浜市の公報」又は「川崎市の公報」とする。

附則第31項第2号中「(昭和29年神奈川県条例第7号)」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年神奈川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

附則第6項中「第11条」を「第2条の2第1項から第3項まで」に改める。

(公営企業管理者及び病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

8 公営企業管理者及び病院事業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第8条第1項、第11条、第11条の2、第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項」を「第2条の2、第11条から第13条(第9項を除く。)まで及び第14条から第17条まで」に、「第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項」を「第12条、第13条第1項から第7項まで、第14条第1項から第3項まで、第15条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項並びに第17条第1項から第5項までの規定」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

9 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年神奈川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第3条第1項(傷病又は死亡によらず、その

者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第6項、第9項及び第12項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「第2条の4」を「第2条の5」に改める。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

11 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年神奈川県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「又はこれ」を「職員の分限に関する条例(昭和26年神奈川県条例第53号)第1条の2若しくは市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号)第1条の2に規定する事由(人事委員会規則で定める要件に該当する場合に限る。)又はこれら」に改める。

附則第2項中「(昭和26年神奈川県条例第53号)」を削る。

附則第4項中「(昭和31年神奈川県条例第35号)」を削る。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松沢成文

神奈川県条例第60号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表5の項(2)中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同表34の2の項(3)を削り、同表53の項中「及び薬事法施行令」を「薬事法施行令」に改め、「政令」という。)の次に「及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。)」を加え、同項に次のように加える。

(65) 省令第15条の4第2項の規定により、郵便等販売届書を受理すること。

(66) 省令第154条第1号ニの規定により、同号イからハマでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めること。

(67) 省令第154条第2号ニの規定により、同号イからハマでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めること。

別表93の2の項の次に次のように加える。

<p>93の3 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第16条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の薬事法施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第144条第1項の規定により、販売先及び販売品目の変更及び追加の届出を受理すること。</p>	<p>横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

93の4 葉事法施行規則等の一部を改正する省令(以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務

- (1) 省令附則第4条第1項の規定により、週当たり勤務時間数の届出を受理すること。
- (2) 省令附則第4条第2項の規定により、週当たり勤務時間数の届出を受理すること。
- (3) 省令附則第4条第3項の規定により、変更後の週当たり勤務時間数の届出を受理すること。

横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市

別表136の項(19)中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第61号

神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県条例等の公布に関する条例(昭和25年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条の前に見出しとして「(条例の公布)」を付する。

第2条中「これを」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 天災その他の事由によつて前項の規定による公布ができないときは、同項の規定にかかわらず、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して同項の規定による公布に代えることができる。この場合において、県庁前の掲示場に掲示することができないときは、当該掲示場に掲示することを要しない。

第3条の前に見出しとして「(規則等の公布)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 第1条及び第2条の規定は、署名を除くほか、次に掲げるものについて準用する。

- (1) 県の機関(知事を除く。)の定める規則
- (2) その他県の機関の定める規程で公表を要するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立女性相談所条例及び神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第62号

神奈川県立女性相談所条例及び神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部を改正する条例

(神奈川県立女性相談所条例の一部改正)

第1条 神奈川県立女性相談所条例(昭和39年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第2項に規定する要保護女子に対し、相談、指導、一時保護等を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する被害者の相談、一時保護等を行うため、神奈川県立女性相談所(以下「相談所」という。)を横浜市に設置する。

(神奈川県女性保護施設さつき寮条例の一部改正)

第2条 神奈川県女性保護施設さつき寮条例(昭和39年神奈川県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条の規定に基づき、婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設さつき寮(以下「さつき寮」という。)を横浜市に設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立自然保護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第63号

神奈川県立自然保護センター条例の一部を改正する条例

神奈川県立自然保護センター条例(昭和53年神奈川県条例第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立自然環境保全センター条例

第1条中「神奈川県立自然保護センター」を「神奈川県立自然環境保全センター」に改める。

第2条中「自然の保護及び緑化」を「自然環境の保全及び再生」に、「思想の普及及び向上」を「県民の理解の促進」に、「神奈川県立自然保護センター(以下「自然保護センター」という。)」を「神奈川県立自然環境保全センター(以下「自然環境保全センター」という。)」に改める。

第3条第1項及び第2項第3号並びに第5条中「自然保護センター」を「自然環境保全センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第64号

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例

神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下この条において「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下この条において「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この条において「政令」という。）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者。ただし、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日がいずれも65歳に達した日以後である者（65歳に達した日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下この条において「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条において「更生相談所」という。）の判定により知的障害者とされた者を除く。）を除く。

(2) 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者（65歳に達した日以後に初めて知的障害者とされた者を除く。以下この条において同じ。）のうち、知能指数が50以下とされた者

(3) 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者であつて、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35以下とされた者

(4) 次のいずれにも該当する者

ア 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が3級である者として記載されている者

イ 精神障害者保健福祉手帳に政令第6条第3項に規定する障害等級が1級である者として記載されている者

ウ 児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が35を超え50以下と判定された者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条に規定する障害児福祉手当（以下「障害児福祉手当」という。）又は法第26条の2に規定する特別障害者手当（以下「特別障害者手当」という。）の支給を受けている者。ただし、65歳に達した日以後に初めて特別障害者手当の支給を受けた者（障害児福祉手当の支給を受けた者、65歳に達した日前に身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者を除く。）を除く。

第3条第2項中「手当の支給年度の4月1日において」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 手当の支給年度の8月1日（以下「基準日」という。）において前条第1号から第4号までのいずれにも該当せず、かつ、基準日の属する月の分の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けなかつたとき。

(2) 基準日において、県内に引き続き6月以上住所を有していないとき。

(3) 手当の支給年度の前年度の8月1日から基準日の前日までの間に、同日において20歳未満の重度障害者等にあつては法第17条第2号に規定する施設に、同日において20歳以上の重度障害者等にあつては法第26条の2各号に規定する施設に継続して3月を超えて入所又は入院したとき。

第4条を次のように改める。

(手当の額)

第4条 手当は、年度を単位として支給するものとし、その額は、6万円とする。

第5条第1項中「4月1日から規則で定める日までに知事」を「規則で定めるところにより、知事」に改め、同条第3項中「第8条第1項」を「第13条第1項」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

第6条第1項中「又は介護者」を削り、「の申請をした」を「を受けた」に、「年度まで」を「年度（同日がその属する年度の8月1日前である場合は、当該年度の前年度）まで」に改め、同条第2項中「7月及び12月の2期に分割して」を「1月に」に改める。

第10条を第16条とし、第9条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(手当の支払の調整)

第15条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。

第8条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第13条とする。

第7条の見出しを「(届出義務)」に改め、同条中「すみやかに」を「規則で定めるところにより、速やかに」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第12条とする。

手当の支給を受けている者又は介護者は、規則で定めるところにより、毎年、当該手当の支給を受けている者の現況について、知事に届け出なければならない。

第6条の次に次の5条を加える。

(支給の制限)

第7条 手当は、受給資格者の基準日が属する年の前年の所得が、法第20条の規定により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。次条において「政令」という。）第7条で定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

第8条 手当は、受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の基準日が属する年の前年の所得又は受給資格者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの基準日が属する年の前年の所得が、法第21条の規定により政令第8条において準用する政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

第9条 前2条に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、受給資格者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあっては障害児福祉手当の、同日において20歳以上の者である場合にあっては特別障害者手当の例による。

第10条 手当は、受給資格者又は介護者が、正当な理由がなく、第13条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、支給しないことができる。

第11条 手当の支給を受けている者(第5条第1項の規定による認定を受けた者であつて、第7条又は第8条の規定により手当の支給を受けていないものを含む。以下同じ。)又は介護者が、正当な理由がなく、次条第1項の規定による届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
附則第3項を次のように改める。

3 知事は、平成22年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度に支給する神奈川県在宅重度障害者等手当(以下「手当」という。)の支給を受けた者(以下「平成21年度手当受給者」という。)については、改正後の第2条第1号ただし書及び第5号ただし書の規定は、適用しない。

3 平成21年度手当受給者で、平成22年4月1日において改正前の神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(以下「条例」という。)に規定する手当の支給要件に該当するものに対しては、平成22年度及び平成23年度に限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の給付金(以下「特例手当」という。)を、年度を単位として、各年度の7月に支給する。ただし、平成23年度に支給する特例手当は、同日後1年間県内に引き続き住所を有していない者に対しては、支給しない。

- (1) 改正前の条例第4条第1号に掲げる者 3万円
- (2) 改正前の条例第4条第2号から第4号までに掲げる者 1万7,500円
- (3) 改正前の条例第4条第5号から第7号までに掲げる者 1万2,500円

4 改正前の条例第7条から第9条までの規定は、特例手当について準用する。

5 特例手当の支給を受けた者に対して改正後の条例の規定により手当を支給する場合は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその年度に支給した特例手当に相当する額を控除して支給するものとする。

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第65号

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例(昭和29年神奈川県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中チをツとし、スからタまでをセからチまでとし、シの次に次のように加える。

ス 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県行造林条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県条例第66号

神奈川県行造林条例を廃止する条例

神奈川県行造林条例(昭和11年神奈川県条例第4号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に神奈川県行造林条例の規定に基づき締結された契約については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

規 則

神奈川県食の安全・安心審議会規則をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第61号

神奈川県食の安全・安心審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)により設置された神奈川県食の安全・安心審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県食の安全・安心審議会(以下「審議会」という)は、食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という)は、県民、食品関

連事業者及び食の安全・安心の確保に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、食の安全・安心の確保に関する事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部生活衛生課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第62号

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第7条政策部広域行政課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 神奈川県自治基本条例(平成21年神奈川県条例第2号)に基づく制度及び手続の整備及び充実に係る事務の総括に関すること。

第7条環境農政部環境計画課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)の施行に関すること。

第7条環境農政部緑政課の項第7号中「自然環境保全センター」を「神奈川県自然環境保全センター」に改める。

第9条条例によるものの表環境計画課の項の次に次のように加える。

同	神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。
---	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第9条条例によるものの表中

同	神奈川県ふぐ包丁師試験委員	神奈川県ふぐ取扱及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)第4条の規定によるふぐ包丁師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。
---	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

を

同	神奈川県ふぐ包丁師試験委員	神奈川県ふぐ取扱及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)第4条の規定によるふぐ包丁師試験の実施に関し、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。
---	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

に

同	神奈川県食の安全・安心審議会	食の安全・安心の確保に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。
---	----------------	-----------------------------------------------------------

改める。

第15条の8第1項の表を次のように改める。

名称	位置	所掌事務
神奈川県立女性相談所	横浜市	1 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。 2 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 要保護女子の一時保護を行うこと。 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センターの事業に関すること。

第16条の13第3項管理課の項第13号中「神奈川県立自然保護センター」を「神奈川県立自然環境保全センター」に改め、同条第3項自然保護公園部自然保護課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条環境農政部環境計画課の項の改正規定及び第9条条例によるものの表環境計画課の項の次に加える改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

神奈川県立自然保護センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月17日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第63号

神奈川県立自然保護センター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立自然保護センター条例施行規則（昭和53年神奈川県規則第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立自然環境保全センター条例施行規則

第1条中「神奈川県立自然保護センター条例」を「神奈川県立自然環境保全センター条例」に改め、「神奈川県立自然環境保全センター」の次に「(以下「自然環境保全センター」という。)」を加える。

第2条第1項中「神奈川県立自然保護センター（以下「自然保護センター」という。）」を「自然環境保全センター」に改める。

第3条第1項中「自然保護センター」を「自然環境保全センター」に改める。

第4条中「神奈川県立自然保護センター利用申込書」を「県立自然環境保全センター利用申込書」に改める。

第5条中「神奈川県立自然保護センター利用承認書」を「県立自然環境保全センター利用承認書」に改める。

第6条、第7条及び第10条中「自然保護センター」を「自然環境保全センター」に改める。

第1号様式中「神奈川県立自然保護センター利用申込書」を「県立自然環境保全センター利用申込書」に、「神奈川県立自然保護センター」を「県立自然環境保全センター」に改める。

第2号様式中「神奈川県立自然保護センター利用承認書」を「県立自然環境保全センター利用承認書」に、「神奈川県立自然保護センター」を「県立自然環境保全センター」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第96号

神奈川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月17日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 斎 藤 達 也

神奈川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神奈川県選挙管理委員会規程（昭和34年神奈川県選挙管理委員会告示第46号）の一部を次のように改正する。

第19条中「登載して行なう」を「登載して行う」に改め、同条ただし書中「第2条で」を「第2条第2項に」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会訓令

神奈川県選挙管理委員会訓令第1号

選 挙 長
 選 挙 分 会 長
 審 査 分 会 長

神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月17日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 斎 藤 達 也

神奈川県選挙長等事務取扱規程の一部を改正する規程

神奈川県選挙長等事務取扱規程（平成12年神奈川県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第2条ただし書」を「第2条第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。